

# 令和5年度 地域力創造グループ施策について

---

総務省 地域力創造グループ  
令和5年4月

# 令和5年度 地域力創造グループ施策 予算の概要

(億円)

## 1. 脱炭素に向けたエネルギーの地産地消の推進

### 地域資源を活かした地域の雇用創出やローカルスタートアップの推進 5.8

【主な経費】 地域経済循環創造事業交付金	5.8億円
- ローカル10,000プロジェクト	
- 分散型エネルギーインフラプロジェクト	
- 地域の脱炭素を担う人材の支援	

## 2. 地域おこし協力隊の強化等 3.8

【主な経費】 地域おこし協力隊の推進に要する経費	2.1億円
「移住・交流情報ガーデン」の運営等に要する経費	0.9億円
都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業	0.2億円
ふるさとワーキングホリデー推進事業	0.3億円
サテライトオフィス・マッチング支援事業	0.1億円
関係人口を活用した地域の担い手確保事業	0.1億円
JET地域国際化塾の開催に要する経費	0.1億円

(億円)

### **3. 地域コミュニティを支える地域運営組織への支援** **0.3**

【主な経費】 地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費 0.3億円

### **4. 過疎法に基づく過疎対策の推進** **8.0**

【主な経費】 過疎地域持続的発展支援事業 等 4.0億円

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 4.0億円

### **5. 自治体DXの推進** **1.2**

【主な経費】 自治体DX調査検討 0.4億円

自治体におけるデジタル人材の確保支援事業 0.8億円

など

**合計 22.3**

### **(参考)特定地域づくり事業協同組合制度の推進(内閣府予算計上)** **5.6**

【主な経費】 特定地域づくり事業推進交付金 5.5億円

# ローカルスタートアップの全国展開 ～ローカルスタートアップ支援制度の創設～

- 創業形態では、大きな設備投資や融資を必要としないケースが多数（※）であり、ローカル10,000の規模の創業は限定的。
  - 政府全体でスタートアップを推進している中、地域から全国へのボトムアップの成長を推進するためには、**地域資源を活用し地域課題の解決に資する小規模創業**（以下「地域密着型スタートアップ」という。）**を支援し、地域発の経済好循環を創り出していく意義は大きい。**
  - このため、**ローカル10,000の活用推進に留まらず、地域密着型スタートアップも対象として、新たに拡充した地方財政措置と関連措置等を合わせて「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化。**
  - 支援制度の周知・活用により、自治体が地域に創業のシーズを見つけ出し、きめ細かく支援していくことで、**ローカルスタートアップ全体を支援。**
- ※「創業費用50万円以下」が、全体の82%（2021日本政策金融公庫調査）

## ローカルスタートアップ

協力隊OBの創業など、大きな設備投資・融資を必要としないもの（※）



例)協力隊OBが古民家カフェを創業



例)移住者が地域DXコンサルティングを創業



例)PC1台で観光コンテンツのブランド化事業を創業

ローカル10,000では通常扱わないような地域密着型スタートアップも「ローカルスタートアップ支援制度」の対象として全国をターゲットに取組を展開する。

地域経済循環創造事業(ローカル10,000)

交付金と融資の活用によって一定規模の設備投資が行われるもの

# ローカルスタートアップ支援制度の創設

- 地域の活性化を加速し、東京圏への一極集中の是正を図り、地域から全国へのボトムアップの成長の推進に向けて、地域金融機関等と協調してスタートアップ支援に取り組む地方自治体を大幅に増加させるため、事業立ち上げの各段階に応じて支援する「**ローカルスタートアップ支援制度**」を創設。
- 新たに拡充する地方財政措置と既存の関連措置等（協力隊OB・OGに対する起業支援、ふるさと納税を活用した起業支援等）をパッケージ化し、現行のローカル10,000プロジェクトや分散型エネルギーインフラプロジェクト等の予算措置とあわせて、地域でのスタートアップを幅広く支援。

## ① 事業の企画段階

### 地方財政措置

- ・関係者の打合せに係る経費
- ・創業支援等事業計画の作成に係る経費
- ・研修に係る経費

- 【新規】
- ・案件募集に係る経費

上記①及び②に係る経費については、ローカル10,000プロジェクトに繋がらない経費も対象。

## ② 事業の立ち上げ準備段階

### 地方財政措置

- ・地域資源の発掘に係る経費
- ・ビジネスモデル構築支援に係る経費

- 【新規】
- ・法人設立等に係る経費
  - ・オフィスの賃貸等に係る経費

## ③ 事業立ち上げ段階

### 国費・地方財政措置

- ・ローカル10,000プロジェクト（※）  
※初期投資費用に対する助成に要する経費に対し、国費及び特別交付税措置（次ページ参照）

### 地方財政措置

- ・商品化可能性調査や需要動向調査に係る経費
- ・初期投資計画書のシミュレーションに係る経費
- ・実施計画書の作成に係る経費

- 【新規】
- ・日本政策金融公庫による融資及びふるさと融資（※）を利用する場合の地方公共団体による融資を融資元に追加  
※ 自治体の利子負担・保証料補助に対する特別交付税措置あり

## ④ 事業立ち上げ後のフォローアップ段階

### 地方財政措置

- 【新規】
- ・事業の分析や再構築等、フォローアップに要する経費

## 以下の措置も活用可能

- ・分散型エネルギーインフラプロジェクト

- ・起業・事業承継に要する経費（協力隊OB・OGによる起業支援）
- ・ふるさと起業家支援プロジェクト（CF活用型ふるさと納税活用補助の上乗せ分）

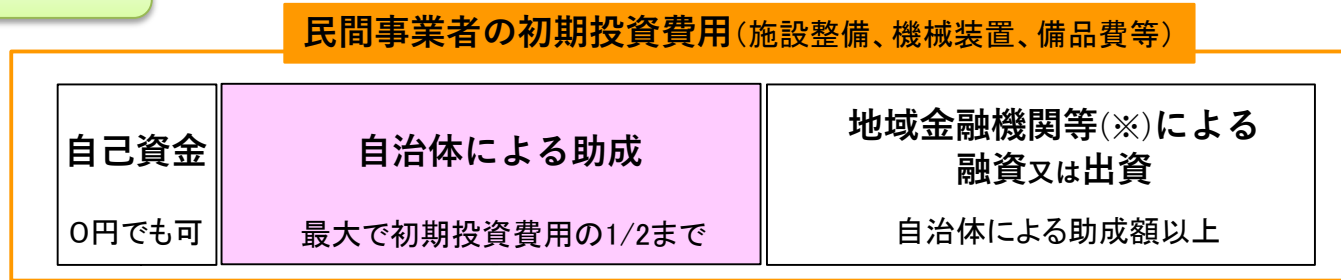
# ローカル10,000プロジェクト

R5予算額  
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

## 1. 制度概要

- 地域振興に資する民間投資を支援するため、自治体(都道府県・市町村)が、地域金融機関の融資と協調して、公費により助成する制度。
- 自治体負担額について、国費(補助率:1/2~10/10)による支援等により、ローカルスタートアップ立ち上げを強力に支援。

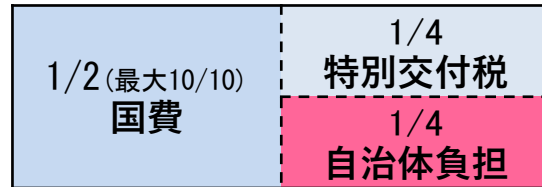
## 2. 事業スキーム



### 活用可能な事業(例)

農 林 漁 業  
製 造 業  
…  
宿 泊 業  
観 光 業  
…  
食 品 加 工 業  
地域エネルギー事業

### 国の財政支援等



※ 第一地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合  
R5年度から、融資元の拡充

- ・日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫
- ・ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体

・原則、自治体負担の1/2を国費により支援し、残額の1/2を特別交付税により財政措置。

※1 財政力の弱い条件不利地域は国費を2/3又は3/4にかさ上げ

※2 デジタル技術を活用した事業は国費を10/10、脱炭素に資する地域再エネを活用した事業は国費を3/4にかさ上げ

## 3. 交付手続

- ① 事業計画書(※)の作成
  - ・民間事業者・地域金融機関が、事業実施地域の自治体窓口と調整の上作成。又は
  - ・自治体が地域課題解決に向けた事業を発案し、民間事業者・地域金融機関を募った上で作成。
- ② 総務省への申請
  - ・自治体から総務省に事業採択を申請。
  - ・申請は年間を通じ随時受付(毎月10日×切)。
- ③ 採択決定
  - ・申請から約1ヶ月半で採択決定。

※ R5年度から、記載内容の軽減を図るとともに、記載例を示した計画書を自治体に提示。

# 分散型エネルギーインフラプロジェクト

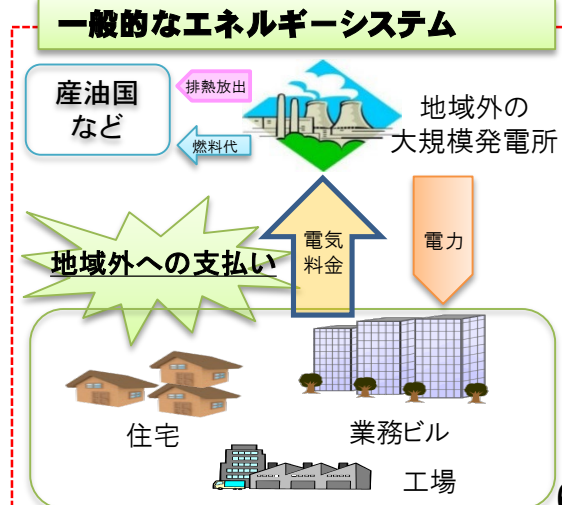
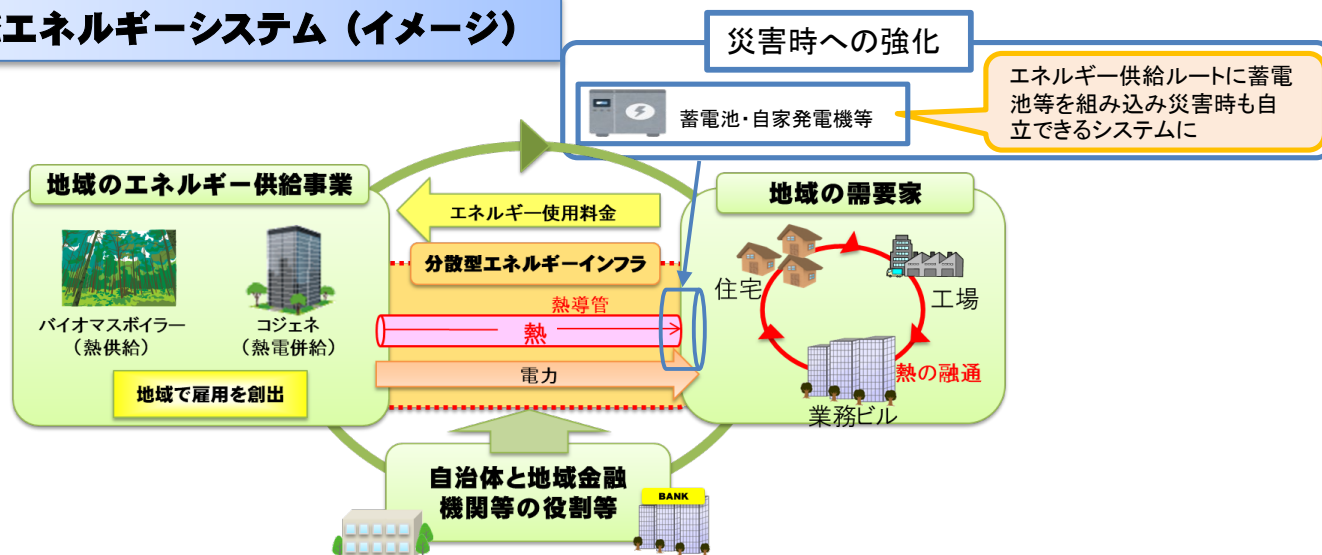
R5予算額  
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定を支援。

- <補助対象> マスタープランの策定経費(上限2,000万円)
- <補助率> 策定経費の1/2(財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は10/10)
- <実績> これまでに64の団体が策定(平成26年度~令和3年度)

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース(農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

## 地域エネルギーシステム(イメージ)



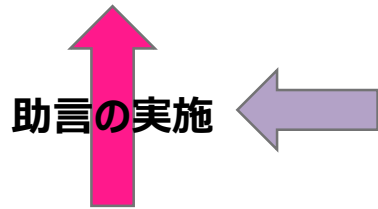
## 概要

○地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、5年間の集中期間内に、**地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介**するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**。

## 事業スキーム(イメージ)



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足



### 総務省の支援内容

- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助

※1 補助対象：謝金、旅費、その他諸経費(教材印刷費、会場費等)(上限100万円)

※2 補助率：補助対象の1/2

### 外部専門家



外部専門家のイメージ

(課題)

エネルギー事業の運営

再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法

事業経営や資金調達

地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート

(外部専門家)

⇒ 地域エネルギー会社の社員

⇒ 学識経験者

⇒ 金融機関社員

⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等



# 地域おこし協力隊について

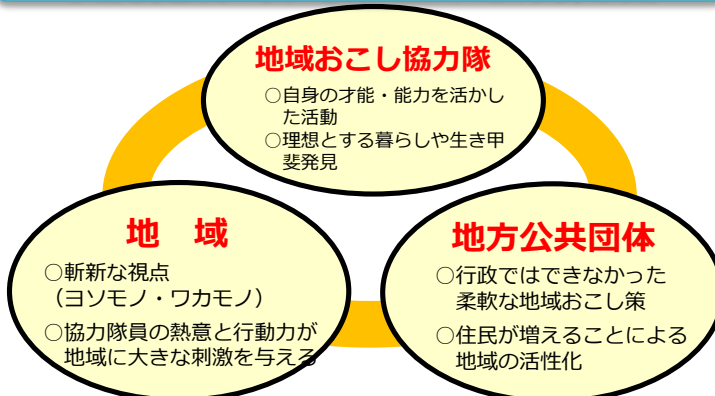
## 地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：
  - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、特別交付税措置
    - ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1 団体あたり300万円上限
      - 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1 団体あたり100万円上限
      - 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：1 団体あたり100万円上限（プログラム作成等に要する経費）、1 人・1 日あたり 1.2万円上限（活動に要する経費）
    - ② 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員 1 人あたり480万円上限（報償費等280万円〔※〕、その他の経費（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など）200万円）
      - ※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員 1 人あたり480万円の上限は変更しない。）。
    - ③ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：1 団体あたり200万円上限
    - ④ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：任期 2 年目から任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者 1 人あたり100万円上限
    - ⑤ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
  - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置
  - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置



## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



## 隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)	6,015人 (6,005人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数  
 ※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数（26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、R元年度：154人、R2年度：96人、R3年度：10人）と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

**隊員の約4割は女性**

**隊員の約7割が  
20歳代と30歳代**

**任期終了後、およそ65%が  
同じ地域に定住**※R3.3末調査時点

# 地域おこし協力隊 受入サポートプラン

- 地域おこし協力隊は、令和3年度には6,015名の隊員が全国で活用し、これまでに任期終了した隊員との合計は14,000名以上となっている。また、隊員のおよそ65%は任期終了後も引き続き同じ地域に定住し、地域活性化の大きな力となっている。
- 地方への新たな人の流れを創出するため、こうした取組を更に推進することが重要であることから、令和8年度までに現役隊員数を10,000名とすることを目標として、以下のとおり、各フェーズの**隊員・受入自治体双方に対するサポートの充実**を図る。

## ① 受入自治体に対する 募集・受入のサポート

★隊員の募集等に要する経費の財政措置  
(特別交付税措置)

【措置上限】

**300万円/1団体**を上限  
(200万円/1団体から引上げ)

【対象経費】

OB・OG等から募集案件の企画について  
アドバイスを受ける経費、民間求人サイトを  
活用したPRに要する経費 等

➤ 外部人材の活用を促進し、各自治体の  
募集の企画力を強化するとともに、隊員の  
ミッション等を具体化することで、ミスマッチ  
の防止を図る。

➤ 民間求人サイトを活用し、募集のPRを  
強化することで、各自治体における応募者  
の裾野を広げる。

## ② 現役隊員に対する サポート体制の強化

★隊員の日々のサポートに要する経費の財  
政措置 (特別交付税措置) **NEW!**

【措置上限】

**200万円/1団体**を上限

【対象経費】

OB・OG等に隊員の日々のサポート (活  
動や生活に関する日々の相談、地域住民と  
のつながりづくり等) を委託する経費 等

➤ 市町村単位でのよりきめ細やかなサポート  
体制の確保を促進し、隊員の孤立を防止  
し、各自治体における任期途中の退任者  
を減らす。

➤ 受入自治体職員の負担軽減を図るととも  
に、OB・OGが引き続き同じ地域で活  
躍できる場をつくる。

## ③ 任期終了後の 定住に向けたサポート

★隊員等の起業・事業承継に要する経費の  
財政措置 (特別交付税措置)

【措置上限】

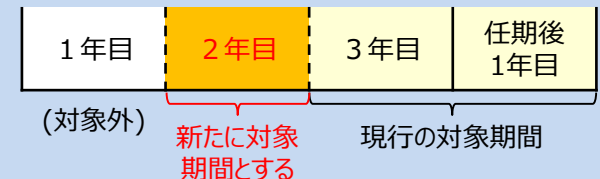
**100万円/1人**を上限

【対象期間】

「最終年次及び任期終了後1年」としてい  
るところ、「任期2年目から任期終了後1  
年」に適用年度を拡充 (任期1年目は対  
象外)

➤ 隊員が早期から起業等の準備に着手でき  
るようにすることで、円滑な定住のサポート  
を促進する。

<イメージ図>



# 地域おこし協力隊の推進に要する経費

R5予算額：208百万円  
(R4予算額：244百万円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和3年度は6,015人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**強力なPR活動、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの拡充等の取組**により地域おこし協力隊を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

## 制度周知・隊員募集

### ■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・ 地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方の参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員同士の学び、交流の場を提供する。



### ■メディアやSNS等を活用した制度周知

- ・ 制度の更なる活用を推進するため、各種メディアやSNS等による制度周知を更に強化し、隊員のなり手の掘り起こしを行う。

### ■未導入自治体等に対するフォローアップ

- ・ 新規募集・受入等について知見のある有識者を「地域おこし協力隊アドバイザー（仮称）」として派遣し、未導入自治体等に対するフォローアップを行う。
- ・ 募集・受入等のノウハウを全国へ広げていくため、調査分析、事例集の作成等を行う。

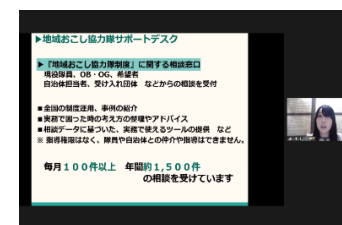
## 隊員活動期間中

### ■「地域おこし協力隊サポートデスク」等による相談体制の確保

- ・ 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

### ■各種研修会等の実施

- ・ 初任者研修やステップアップ研修等といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化するため、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・ より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等の充実を図る。



### ■「ビジネスサポート事業」等の実施

- ・ 隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

### ■OB・OGネットワークづくりの推進・強化

- ・ 各地域における協力隊OB・OGネットワークづくりを推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。
- ・ 新規「地域おこし協力隊全国ネットワーク（仮称）」を設立し、情報の発信や関係団体との連携強化、隊員やOB・OGの活動支援に取組む。

## 任期後

### 起業・定住

地域への  
人材還流を  
促進！

# 地域おこし協力隊 OB・OG等によるサポートの支援

## 全国ネットワーク

都道府県OB・OGネットワーク  
18団体（青色の地域）

## 市町村単位でのサポート

### 1. 地域おこし協力隊全国ネットワーク（仮称）の設立

- R 5 国費事業で「地域おこし協力隊全国ネットワーク（仮称）」を立ち上げ
- 情報の収集・発信、隊員やOB・OGの活動支援に取り組む

### 2. 都道府県OB・OGネットワークづくりの推進

- 隊員数の増加に伴い、全国一元的な研修・相談対応等のサポートのみでは限界もあるため、都道府県単位のOB・OGネットワークの形成を推進し、重層的なサポート体制を構築
- 研修や専門的な相談対応等に要する経費に対して普通交付税措置を講じているほか、ネットワークの立ち上げに係る経費（1団体当たり100万円上限）をR元～国費事業で支援
- ネットワークを設立済みの都道府県は18団体（青色の地域）

### 3. 市町村単位のサポート体制の強化

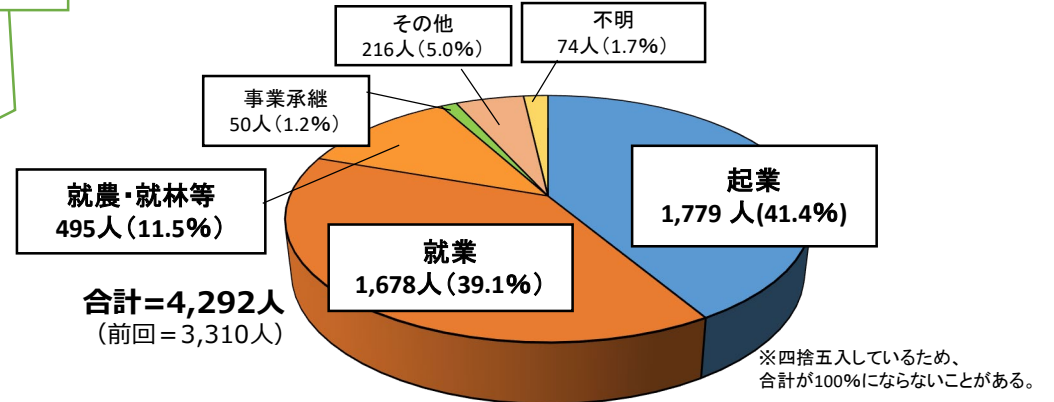
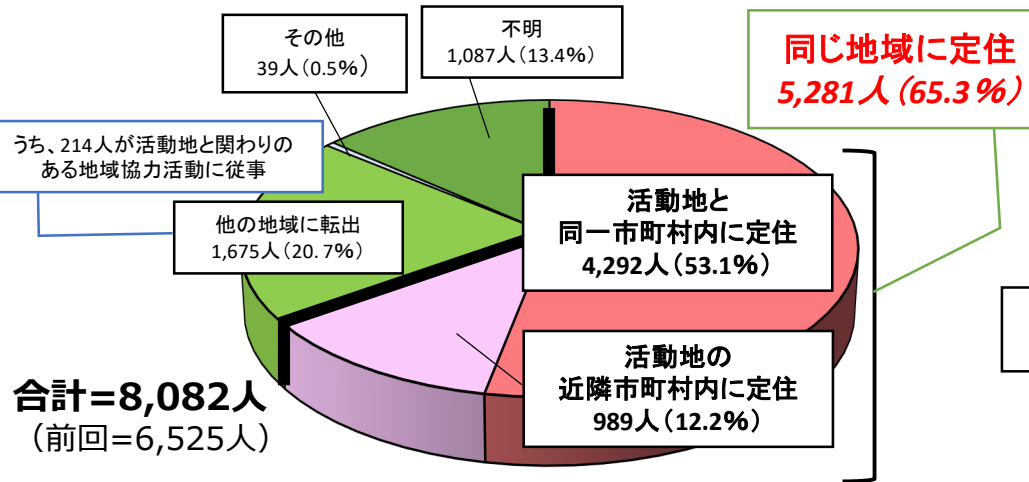
- OB・OG等に隊員の日々のサポート（活動や生活に関する日々の相談、地域住民とのつながりづくり等）を委託する経費に対してR 5～新たに特別交付税措置
- 市町村単位でのよりきめ細やかなサポート体制の確保を促進し、隊員の孤立を防止するとともに、隊員数の増加に伴う市町村職員の負担軽減を図る

# 地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果概要 (令和4年3月公表)

○令和3年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。  
(前回調査：令和2年3月31日までに任期終了した隊員)

任期終了後、**およそ65%の隊員が同じ地域に定住**

同一市町村内に定住した者は**4,292人**  
 前回調査(3,310人)比で約**1.2倍に増加**  
 うち、**約41%(1,779人)が起業**、  
**約39%(1,678人)が就業**



## 任期終了後定住した隊員の動向

### 起業

○飲食サービス業(古民家カフェ、農家レストラン等)	265名
○宿泊業(ゲストハウス、農家民宿等)	198名
○美術家(工芸含む)、デザイナー、写真家、映像撮影者	169名
○小売業(パン屋、ピザの移動販売、農作物の通信販売等)	145名
○6次産業(猪や鹿の食肉加工・販売等)	112名
○観光業(ツアー案内、日本文化体験等)	99名
○まちづくり支援業(集落支援、地域ブランドづくりの支援等)	91名

ほか

### 就業

○行政関係(自治体職員、議員、集落支援員等)	451名
○観光業(旅行業・宿泊業等)	185名
○農林漁業(農業法人、森林組合等)	122名
○地域づくり・まちづくり支援業	110名
○医療・福祉業	90名
○小売業	82名
○製造業	69名
○教育業	69名
○飲食業	50名

ほか

### 就農・就林等

○農業	404名
○林業	47名
○畜産業	21名
○漁業・水産業	9名

ほか

### 事業承継

○50名(酒造の承継、民宿の承継等)

※準備中・研修中を含む

# 関係人口について

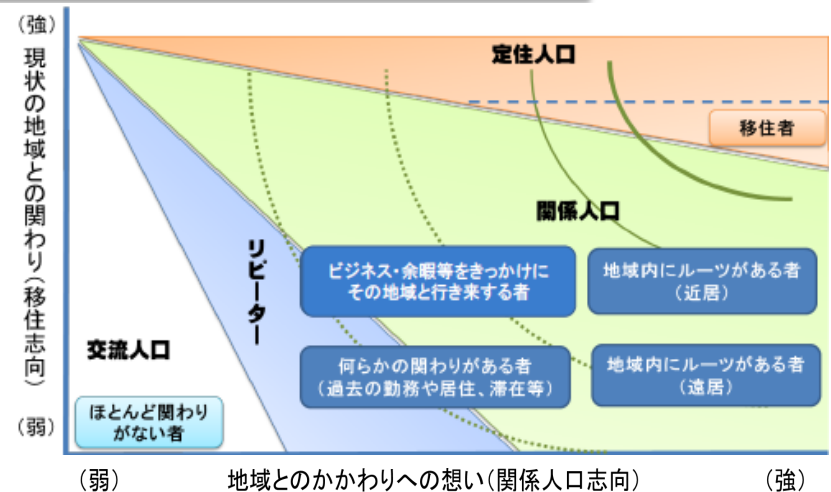
- 「**関係人口**」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、**特定の地域に継続的に多様な形で関わる者**。
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる**。

## 関係人口が増えることの意義

関係人口は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、**地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながる**ほか、**将来的な移住者の増加にもつながる**ことが期待される。また、関係人口の創出・拡大は、受入側のみならず、**地域に関わる人々にとっても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会をもたらす**ものであり、双方にとって重要な意義がある。

(第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」抜粋)

## 関係人口のイメージ



## 関係人口の取組例



＜宮崎県五ヶ瀬町（R元モデル事業）＞  
県立中高一貫校の卒業生を対象とした  
関係人口案内人育成



＜鳥取県鳥取市（R元モデル事業）＞  
地方の農業に関心のある都市部からの  
滞在者との協働による農業用水路の修繕



＜愛媛県西条市（H30モデル事業）＞  
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での  
「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR



＜島根県邑南町（H30モデル事業）＞  
「はすみファンと共に創る地域」事業  
での「INAKAイルミ」の実施

# 関係人口を活用した地域の担い手確保事業

R5予算額:6百万円  
(R4当初予算額:6百万円)

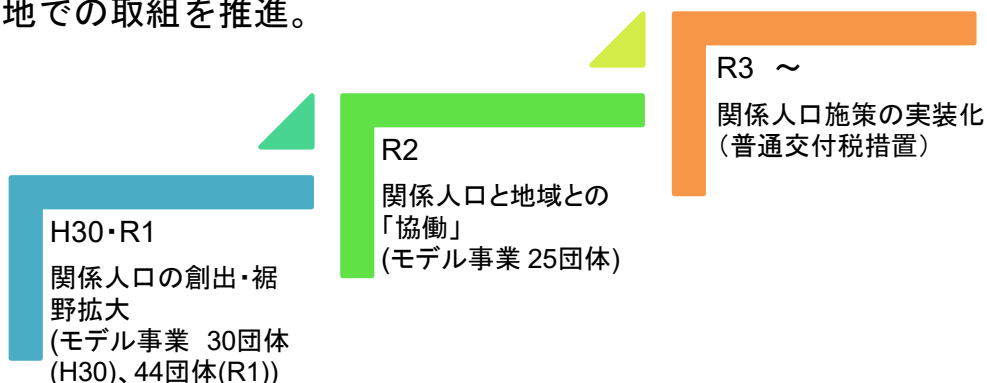
- 総務省では「『関係人口』ポータルサイト」等を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- さらに、過年度のモデル事業を通じて得られた知見の横展開を図るとともに、「『関係人口』ポータルサイト」により地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。
- 地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での取組を推進。

## 全国に向けた情報発信・地域からの情報発信の強化

「『関係人口』ポータルサイト」等を通じて、関係人口が継続的により深く地域に関わるために参考となる事例やノウハウ等の横展開等を図るとともに、地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。

## 地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。



全国各地で取組の実装化

## 目指す姿

**全国各地で、  
関係人口が地域と  
関わり合いながら  
地域活性化に貢献**



# 地方自治体が実施する移住・定住対策 ステップ別支援パッケージ（特別交付税措置）

総務省では、地方自治体が実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講じることとしている(令和3年3月30日付け総行応第79号)。

- 地方自治体が実施する移住・定住対策に要する経費(措置率0.5×財政力補正)
- 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費(1人当たり350万円上限(兼任の場合40万円上限))

## ステップ1 情報収集

### 移住先の情報を集める

★移住希望者等に対する情報発信に要する経費の財政措置

移住相談窓口の設置に要する経費

各地方自治体のホームページ、東京事務所等における情報発信に要する経費

コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費

移住関連パンフレット等の制作に要する経費

移住相談会、移住セミナー等の開催に要する経費

移住関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費

移住・交流情報ガーデンの活用

その他 職員旅費、各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等

## ステップ2 移住体験

### 移住先を体感してみる

★移住体験（二地域居住体験）の実施に要する経費の財政措置

移住体験ツアーの実施に係るバス借上げ料等の経費

例) 移住体験ツアーの開催費

### オンライン化の活用

例) オンライン移住お試し体験ツアー費、移住体験用コンテンツの制作費 等

移住体験住宅の整備に要する経費

UIターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）の実施に要する経費

その他 移住意識動向の調査に要する経費 等

移住・交流情報ガーデンの活用

居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口

### ふるさとワーホリの実施

都市部の人々が、働きながら地方での暮らしを体験（2週間～1ヶ月程度）

## ステップ3 しごと

### 移住先での仕事を探す

★移住希望者等に対する就職や副業・兼業支援の実施に係る財政措置

移住希望者に対する職業紹介の実施に要する経費

例) 無料職業紹介事業費、無料職業相談所チラシ印刷製本費用 等

就職や副業・兼業支援の実施に要する経費

例) 農業実務研修費、就業・創業活動交通費 等

新規就業者（移住者本人、受入れ企業）に対する助成

例) 新規就農者果樹（園芸）ハウス新設費、漁業の新規移住就業者に対する支援 等

特定地域づくり事業協同組合の活用  
年間を通じた仕事の創出

### 地域おこし協力隊 受入サポートプラン《任期終了後の定住に向けたサポート》との連携

■ 就業に向けた支援の強化、■ 空き家の利活用や住まい探しの支援、■ 起業・事業承継に向けた支援の強化  
( ■ 国費事業 ■ 地財措置)

## ステップ4 住まい

### 移住先での住まいを探す

★居住支援に係る財政措置

空き家バンクの運営に要する経費

例) 空き家バンクホームページ保守費、空き家バンク用不動産フェア広告掲載費 等

### 住宅改修への助成

例) 空き家リフォーム費、親・子世帯同居住宅リフォーム費、中古住宅リフォーム費 等

その他 定住を目的とした一定期間の支援 等

## ステップ5 移住後

### 移住先で暮らす

★定住・定着に向けた支援に係る財政措置

移住者と地域住民との交流等に要する経費

① 移住者の把握  
例) 移住者が抱える課題や現状についての実態把握、関係機関等とのネットワーク化 等

② 地域住民との交流  
例) 移住者・地域住民交流会・懇談会の企画・運営等

③ 地域・行政への参画  
例) 若者タウンミーティングの開催費、政策懇談会 等

### 集落支援員との連携

集落の巡回、状況把握等

### 定住支援員に係る経費

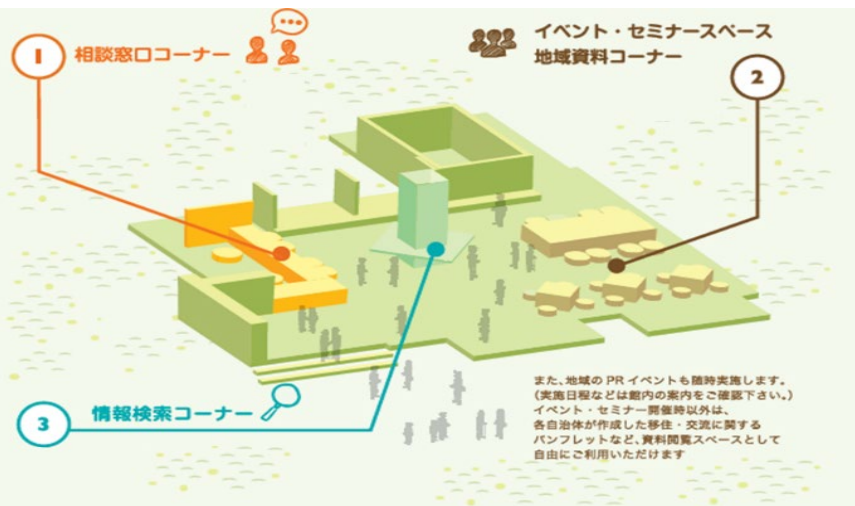
例) 研修受講に要する経費、報償費、活動旅費 等



# 移住・交流情報ガーデン

R5予算額:0.9億円

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



## 【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

## 【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体で作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

## 【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

[開館時間] (平日)11:00-21:00 (土日祝)11:00-18:00

[休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

## ○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35
令和3年度	2,894	617	51

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。



(移住フェアの様様)



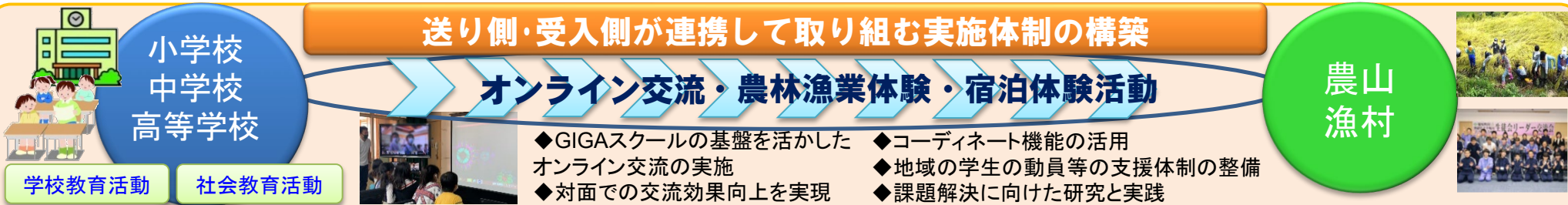
[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分

地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分

銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。



## ■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

## ■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

### 【モデル事業対象経費の例】

- ・外部有識者等の旅費・謝金
- ・研修・会議に要する経費
- ・関係団体との調整に要する経費
- ・外部研修受講に係る受講料、旅費
- ・印刷製本費 等

## ■子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

### 【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネートに要する経費</li> <li>・宿泊費用、体験料等の施設使用料</li> <li>・バスや備品等の借上げ料</li> <li>・補助員等への謝金</li> <li>・子供、教員、補助員に係る保険料</li> <li>・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネートに要する経費</li> <li>・宿泊費用、体験料等の施設使用料</li> <li>・バスや備品等の借上げ料</li> <li>・指導員、NPOスタッフへの謝金</li> <li>・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料</li> <li>・オンライン交流に要する経費</li> <li>・受入体制の整備に係る経費 等</li> </ul>

## 地方財政措置（特別交付税）

小中学校の取組や社会教育活動、協議会の運営等に係る経費について地方財政措置により支援。

### 1 地方財政措置の対象事業

- 次の要件を満たす事業が対象
- ・学校教育活動又は社会教育活動の一環として実施されるものであること
  - ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
  - ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること

### 2 対象経費

- ・推進協議会の運営に要する経費（都道府県・市町村）
- ・地域協議会(送り側・受入側)の運営に要する経費(都道府県・市町村)
- ・小中学校の集団宿泊活動に要する経費（都道府県・市町村）

# ふるさとワーキングホリデーの概要

R5予算額:30百万円  
(R4当初予算額:30百万円)

- 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

## ふるさとワーキングホリデー

### 地方公共団体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



### 参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



### これまでの実績 (R4. 3時点)

- ・ ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、約3,800人が地域での暮らしを体験。
- ・ ワーホリ経験者の91%が満足しているほか、81%が再訪意向がある等、ワーホリ経験者からの評判は良い。

### 課題

大学等を訪問して制度の紹介などを行っているが、制度を知らない人も多く、より効果的なPRが必要。

### 令和5年度の取組

Web広告などのインターネット媒体を活用した広報活動を強化し、より効率的、効果的に制度を周知する。

※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置  
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

## 広報支援 (総務省)

- ・専用のポータルサイトの運用
- ・SNS(Twitter、facebook等)の運用
- ・インターネット広告の実施
- ・説明会の開催 等



## 未実施自治体、企業等への説明会の開催

- ・実施自治体増と地域企業の参加拡大を図るため、未実施自治体及び企業等を対象にした説明会を開催。  
⇒未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。  
⇒従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。

- コロナ禍の中、テレワークやサテライトオフィスについて注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。
- 地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの設置数 1,348箇所(令和3年度末時点)



## 三大都市圏企業

- ・ コロナ禍を機に、テレワーク等の働き方が広く浸透し、多くの企業がサテライトオフィスの設置に前向き
- ・ 令和4年度の同事業において141社が参加

## サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との  
マッチング機会を提供



## 地方公共団体

- ・ 多くの地方公共団体が誘致に取り組む
- ・ 令和4年度の同事業において、104団体がセミナーに出展し、サテライトオフィス支援策をPR

## 「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に 要する経費について特別交付税措置

対象経費: 都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費(都市部におけるPR経費等)

: お試し勤務環境の用意に要する経費(オフィスの賃料等(原則、ハード事業は対象外))

: お試し勤務期間中の活動に要する経費(交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等)

※ 対象経費の上限額: 1団体当たり1,000万円

※ 措置率0.5×財政力補正

# 地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

## 対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

## 受入団体

①3大都市圏外の市町村

②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村

## 活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野（デジタル人材）

○地域経済活性化（中小企業のハンズオン支援）

○中心市街地活性化

等

## 特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円／人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体

（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

## 期間

6ヵ月～3年

## 自治体

民間のスペシャリスト人材  
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

## 民間企業

社会貢献マインド  
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

（協定締結）

# 外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

## 地域人材ネット

### 外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(438名)、先進自治体で活躍している職員(25名(組織を含む)) (令和4年4月1日現在 計463名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

## 財政措置

- 対象市町村：①3大都市圏外の市町村  
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村  
※令和3年度より3大都市圏外の都市地域等も対象とするよう地域要件を拡充
- 財政措置の内容：  
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
  - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

## 活用事例

### <新潟県胎内市>

#### 【取組事例】

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

#### 【成果・効果】

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い、出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



### <北海道栗山町>

#### 【取組事例】

栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招聘事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。

#### 【成果・効果】

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となるカフェバルをオープンした。



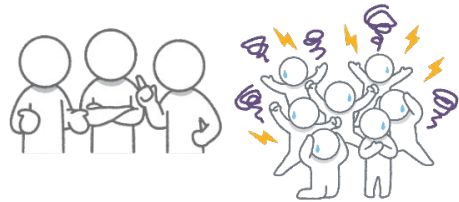
# 地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」について、「地域プロジェクトマネージャー」として任用する制度を令和3年度に創設。
- 令和4年度には70市町村が活用（特別交付税ベース）。

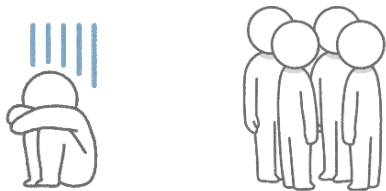
## イメージ

### ★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実があがらない状態に

### ★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に  
成果へつなげる！

## 制度概要

### ★人物像

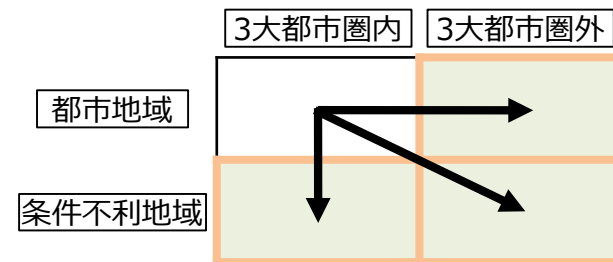
- ・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

### ★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に必要な経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

### ★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊OB・OG、地域活性化起業人OB・OGから任用される場合には移住は求めない



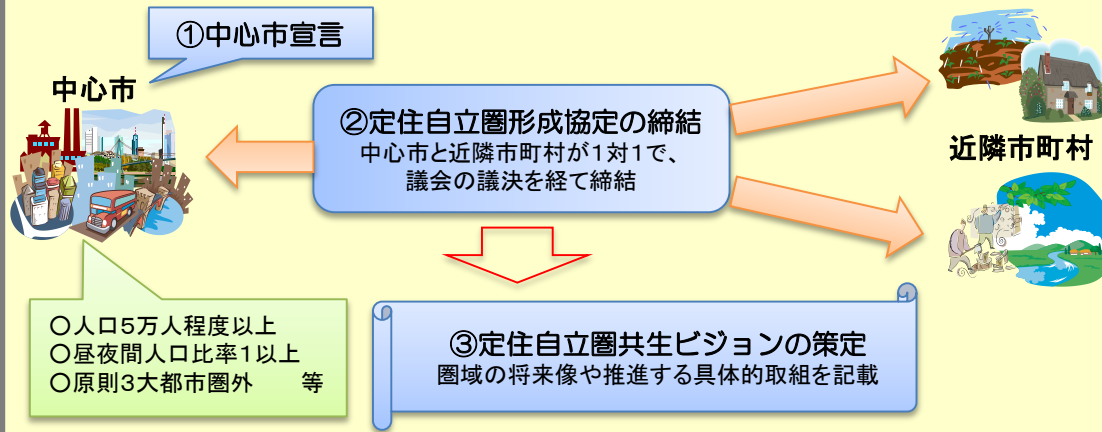
## 定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

### 【圏域に求められる役割】

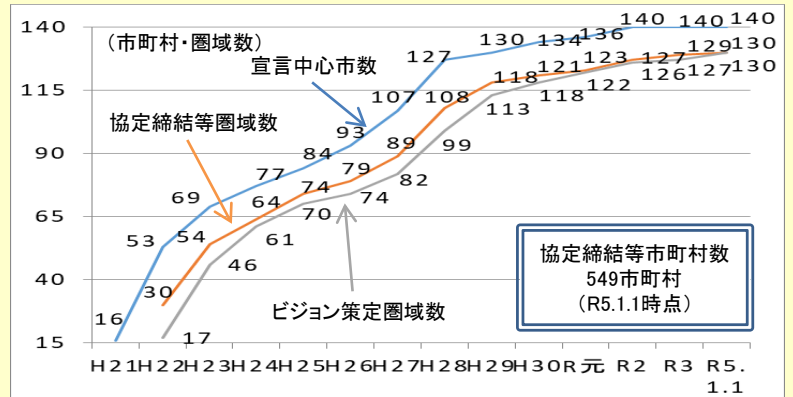
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

## 圏域形成に向けた手続



## 定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域 (R5.1.1現在 130圏域)



※R3以前は4月1日時点の数値

## 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

### 特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）  
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））  
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

### 地方債

- ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）  
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

### 各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択



# J E Tプログラムについて "The Japan Exchange and Teaching Programme"

## 概要

- JETプログラムは、外国青年を日本に招致、小中高校での外国語教育や自治体での国際交流業務に活用（昭和62年度スタート、令和5年度で37年目）
- 総務省、外務省、文部科学省及び自治体国際化協会（総務省：事業全体の総括、自治体への地方財政措置）
- JET参加者は各自治体等が職員として任用（1年単位、最長5年）
- 実績：世界77か国から約7万5千人の外国青年を招致 **=世界最大規模の人的交流プログラム**
- 3省連名通知（令和4年8月29日付け）を発出し、JET青年の一層の活用を推進

## 職種別内訳

### • **ALT(外国語指導助手) : 5,277人**

Assistant Language Teacher

教育委員会や学校で外国語教員等の助手として職務に従事

### • **CIR(国際交流員) : 437人**

Coordinator for International Relations

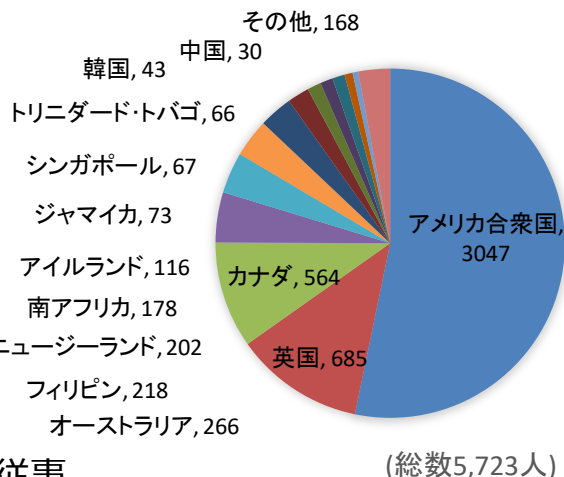
地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事

### • **SEA(スポーツ国際交流員) : 9人**

Sports Exchange Advisor

スポーツを通じた国際交流活動に従事

## 招致国別内訳



## 【参考】JETプログラム参加者の人的資産の有効活用

### 「JET地域国際化塾」の開催

R5予算:0.1億円

- JET参加者が、地域振興活動をテーマにした講演や現地視察を通じ、日本の地域の魅力について理解を深め、今後、地域の情報発信など国際化の取組に一層関わりをもってもらうため、「JET地域国際化塾」を開催。

■報道資料 [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei05\\_02000184.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei05_02000184.html)

### JETプログラム経験者の活用

- 約7.5万人の元JET経験者が世界各地で、親日派・知日派として活躍。
- 元JET参加者の会（JETAA）を イベント来場者にJETプログラムを紹介（JETAA NY支部（Anime NYC）） 中心に、日本文化の普及活動等に取り組む。
- 両国関係を草の根レベルで支えるのみならず、戦略的対外発信の重要性が強調される中、日本の魅力等を発信する際の貴重な人的資産となっている。

※JETAA (Alumni Association): 19か国53支部。会員数は約22,000人



授業の補助を行うALT  
(北海道)



国際会議で通訳するCIR  
(兵庫県豊岡市)



サッカー少年団を指導するSEA  
(北海道東川町)



# 地域における多文化共生施策の推進について

○在留外国人数は、平成2年ごろから大幅に増加\*し、令和4年6月時点で296万人と、過去最高を更新

※ 平成2年に在留資格「定住者」創設（南米諸国の日系人の来日が増加）。平成22年に在留資格「技能実習」、平成31年に在留資格「特定技能」創設（ベトナムなど東南アジアからの来日が増加）

○総務省では、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しているほか、全国の多文化共生に係る取組の好事例を集めた「多文化共生事例集」を作成し、地域における多文化共生施策を促進

## 地域における多文化共生推進プラン（令和2年度）

○ 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

### 【具体的な施策】

#### （1）コミュニケーション支援

- ①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- ②日本語教育の推進
- ③生活オリエンテーションの実施

具体的な事例

#### （2）生活支援

- ①教育機会の確保
- ②適正な労働環境の確保
- ③災害時の支援体制の整備
- ④医療・保険サービスの提供
- ⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ⑥住宅確保のための支援
- ⑦感染症流行時における対応

具体的な事例

#### （3）意識啓発と社会参画支援

- ①多文化共生の意識啓発・醸成
- ②外国人住民の社会参画支援

具体的な事例

#### （4）地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進グローバル化への対応
- ②留学生の地域における就職支援

具体的な事例

### 【多文化共生施策の推進体制の整備】

- （1）地方公共団体の体制整備
- （2）地域における各主体との連携・協働

具体的な事例

## 多文化共生事例集（令和3年度版）

○ 改訂したプランを踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人住民への影響等に対応している新たな取組事例を入れて、令和3年8月に公表

### 【主な掲載事例】（ ）は事例の数

#### （1）コミュニケーション支援(17)

- ①一元的相談窓口の開設・運営 等(9)
- ②日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出 等(6)
- ③生活設計支援冊子の作成 等(2)

#### （2）生活支援(53)

- ①就学前教室 等(12)
- ②技能実習生の受入環境の整備 等(9)
- ③災害時防災リーダーの養成 等(11)
- ④医療現場への「やさしい日本語」の導入と普及 等(5)
- ⑤外国人保護者とのコミュニケーション支援ツールの作成 等(7)
- ⑥多言語対応が可能な不動産業者の紹介 等(3)
- ⑦動画を活用した情報発信 等(6)

#### （3）意識啓発と社会参画支援(12)

- ①外国人住民向けのガイドブックの作成と日本人向けのワークショップの開催 等(7)
- ②多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり 等(5)

#### （4）地域活性化の推進やグローバル化への対応(9)

- ①観光分野における外国人住民の取組 等(4)
- ②大学とハローワークとの留学生就職支援協定の締結 等(5)

#### （5）多文化共生施策の推進体制の整備(6)

- （1）多文化共生に係る連携体制の整備 等(3)
- （2）広い主体と連携した指針・計画の策定 等(3)



▲外国人相談窓口の様子



▲外国人防災リーダー養成研修の様子



▲アートプロジェクト(ワークショップ)の様子



▲外国人住民が運営する会社による農業体験ツアーの様子



▲県と町が共催する「地域日本語教室」の様子

→ 引き続き、地域の実情を踏まえて多文化共生施策を推進するよう地方公共団体に依頼

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※853市区町村で、おおむね小学校区単位に7,207団体が形成（令和4年度調査）

## 地域運営組織に対する支援等

### ○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

### ○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
  - （1）地域運営組織の運営支援
  - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



## 地域運営組織の活動事例

### （特非）きらりよしまネットワーク（山形県川西町）

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の**生活支援活動**を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



### （特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける**移動販売サービス**を実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、**高齢者の見守り**の機能も果たしている。



# 過疎対策について

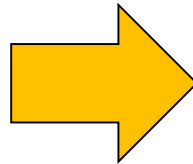
## I 過疎対策の経緯

- 昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定（全て全会一致により成立）。
- 直近では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月に成立し、4月1日に施行。

## II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定



## III 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(令和4.4.1)	885	1,718	51.5%
人口(令和2年国調:万人)	1,167	12,615	9.3%
面積(令和2年国調: km <sup>2</sup> )	238,675	377,976	63.2%

## IV 各種施策

### (1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援（令和5年度計画額 5,400億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

### (2) その他

- 過疎地域持続的発展支援交付金（令和5年度予算（案）：8.0億円）

# 過疎対策事業債

○ 過疎市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債

## 【対象事業】

### <ハード分>

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道</li> <li>○漁港、港湾施設</li> <li>○地場産業の振興に資する施設</li> <li>○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所</li> <li>○観光、レクリエーションに関する施設</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道</li> <li>○林業用作業路</li> <li>○農林漁業の経営の近代化のための施設</li> <li>○商店街振興のために必要な共同利用施設</li> </ul>	厚生施設等 <ul style="list-style-type: none"> <li>○下水処理のための施設</li> <li>○一般廃棄物処理のための施設</li> <li>○火葬場</li> <li>○消防施設</li> <li>○保育所及び児童館</li> <li>○認定こども園</li> <li>○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</li> <li>○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設</li> <li>○診療施設</li> <li>○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの)</li> <li>○市町村保健センター、母子健康包括支援センター</li> </ul>
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道</li> <li>○電気通信に関する施設</li> <li>○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両</li> <li>○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道</li> <li>○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設</li> <li>○除雪機械</li> </ul>	教育文化施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館その他の集会施設</li> <li>○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</li> <li>○市町村立の専修学校、各種学校</li> <li>○図書館</li> <li>○地域文化の振興等を図るための施設</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○集落再編整備</li> <li>○再生可能エネルギーを利用するための施設</li> </ul>		

### <ソフト分> ※出資及び施設整備費を除く

- 住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)

【充当率】 **100%**

【元利償還金に対する交付税措置率】 **70%**

【令和5年度事業費】 **5,400億円**

## ○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

### ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

- 令和5年度予算額(案) 4.0億円(令和4年度予算額4.0億円)

### ② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

- 令和5年度予算額(案) 2.5億円(令和4年度予算額2.5億円)

### ③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

- 令和5年度予算額(案) 0.9億円(令和4年度予算額0.9億円)

### ④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

- 令和5年度予算額(案) 0.6億円(令和4年度予算額0.6億円)

# 自治体DX推進計画等の概要

※自治体DX調査検討  
R5予算 : 36百万円  
(R4当初予算額 : 37百万円)

## 自治体DX推進計画の趣旨

- 『デジタル・ガバメント実行計画』（R2.12）の各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項や国の支援策等を取りまとめ、令和2年12月に計画を策定。その後、『骨太の方針2022』において「自治体DX計画改定により、…地方自治体におけるデジタル化の取組を推進する」とされたことを受け、『デジタル社会の実現に向けた重点計画』『デジタル田園都市国家構想基本方針』（令和4年6月閣議決定）において国が掲げる理念や支援策等を盛り込む改定を実施。
- また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（同10月閣議決定）等の策定や、デジタル人材の確保・育成に関する自治体の取組状況を踏まえ、令和5年1月、自治体DX推進手順書のバージョンアップを実施。

## 自治体DX推進計画（2022.9改定）

※計画期間:2021.1~2026.3

### ■自治体におけるDXの推進体制の構築

- ① 組織体制の整備（全庁的・横断的な推進体制）
- ② デジタル人材の確保・育成
- ③ 計画的な取組み（スケジュール策定等）
- ④ 都道府県による市区町村支援

### ■重点取組事項（※）自治体の業務システムの改革

- ① 自治体情報システムの標準化・共通化
  - ・2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行
- ② マイナンバーカードの普及促進
  - ・2022年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指し申請・交付促進等
- ③ 行政手続のオンライン化
  - ・住民に身近な31手続をマイナポータルでオンライン手続可能に
- ④ AI・RPAの利用推進、⑤ テレワークの推進
  - ・②、③による業務見直しなどに併せ導入・活用を推進
- ⑥ セキュリティ対策の徹底

### ■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

- ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバイド対策
- ③ デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

## 自治体DX推進手順書（2023.1改定）

### ■自治体DX全体手順書（2023.1改定）

- ・DXを推進に必要と想定される一連の手順を0～3ステップで整理
- ステップ0：認識共有・機運醸成
- ステップ1：全体方針の決定
- ステップ2：推進体制の整備
- ステップ3：DXの取組みの実行

### ■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（2023.1改定）

- ・自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等を示すもの

### ■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書（2023.1改定）

- ・自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等を示すもの

### ■参考事例集

- ・DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備、個別のDXの取組み等について、先行する自治体の事例を集めたもの

## 地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2022.9改定）

- これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各団体の事業概要を写真やイラストとともにまとめたもの。令和4年9月、取組に至った経緯・課題意識、活用した国等の支援制度等を盛り込むバージョンアップを実施。 30

# 自治体におけるデジタル人材の確保支援事業

R5予算 : 81百万円  
(R4当初予算額 : 0百万円)

## 背景・課題意識

- 自治体においては、「自治体情報システムの標準化・共通化」をはじめ、様々なDXの取組を短期集中的な実施が求められており、即戦力となる外部人材の活用が重要であるが、活用している団体は100団体程度に留まる（令和3年度総務省調）。
- 活用していない団体は「外部デジタル人材に求める役割やスキルを整理、明確化できない」、「効果的な募集方法がわからない」といった課題を挙げている（同上）。
- 令和5年度から新たに「都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の人件費」等に対する地方財政措置が創設される。

## R5年度事業の概要 ※内容精査中

- デジタル人材の確保・定着に向けた伴走支援等を実施した上で、そのノウハウをガイドライン等で横展開を行う

### ① 伴走支援

- 総務省が、デジタル人材の確保に意欲のある都道府県等を選定し、民間人材サービス会社等と連携し、デジタル人材確保に向けた助言等※のプッシュ型支援を実施（数団体程度を想定）

※ 実際の募集・任用は、支援自治体が新たな地財措置等を活用して自ら実施

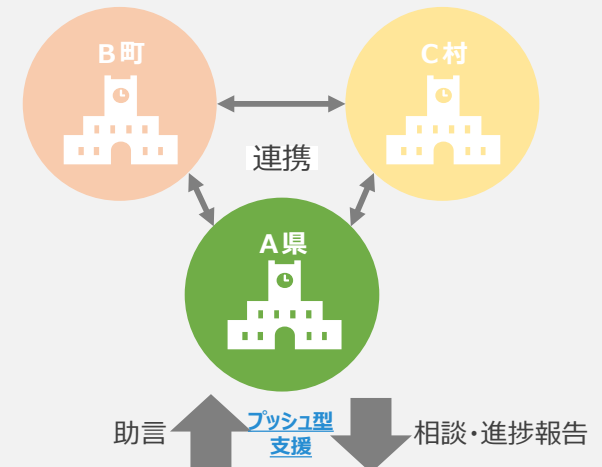
#### <主な助言内容のイメージ>

- ① DXの進捗・課題等を踏まえた必要とする人物像の洗い出し
- ② 人材の募集方法（他自治体の例、募集広告の記載方法 等）
- ③ デジタル人材の受入に向けた整備（組織体制、任用形態、報酬、勤務環境 等）

### ② デジタル人材確保策ガイドラインの策定等

- 伴走支援を通じて得られた成功例や改善点等を整理し、ガイドラインの策定や全国説明会により、デジタル人材確保のノウハウを横展開

#### <伴走支援のイメージ>





# 地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の推進

- 情報システムの標準化・共通化の対応を含め、自治体DX推進計画の計画期間が令和7年度までとされているなど、地方公共団体におけるデジタル化は喫緊の課題。
- デジタル化の取組を進める上では、地方公共団体のデジタル人材確保が必要だが、市町村を中心にデジタル人材確保が進んでいない団体も多く、今後、外部からのデジタル人材の確保、庁内の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成が必要。
- こうした中、都道府県がデジタル人材を確保し市町村のデジタル化を支援する取組や各地方公共団体で中核を担う職員を指定し集中的に育成する取組を促進するため、以下の措置を講ずる。

## ①② 地方公共団体におけるデジタル人材の確保(①)・育成(②)に関する地方財政措置の創設

### 【対象経費】

- ① 都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の**人件費**、民間事業者への**委託費**等  
※ これらの経費の一部につき市町村の負担金が生じる場合には当該負担金を含む。
- ② 地方公共団体におけるデジタル化の取組の**中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成**に係る経費(研修に要する経費、民間講座の**受講料**等)

【事業期間】 令和7年度まで(自治体DX推進計画の計画期間と同様)

【地方財政措置】 **特別交付税**措置(措置率0.7)

※ 併せて、市町村が外部のデジタル人材をCIO補佐官等として任用する際の経費に係る特別交付税措置を拡充(措置率0.5→0.7)

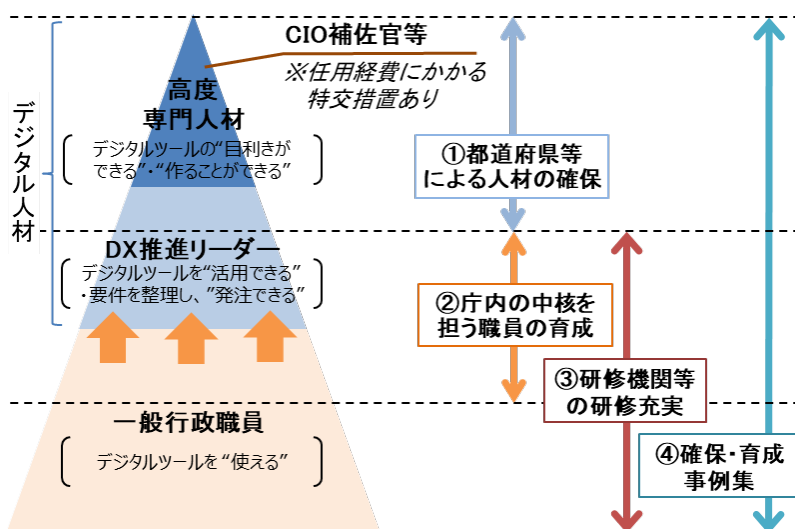
## ③ 地方公共団体におけるDX実現のための専門アドバイザーの派遣等

総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、新たに、地方公共団体におけるDXの取組を支援するための**専門アドバイザーを派遣**するとともに、**J-LIS(地方公共団体情報システム機構)・自治体大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミー**における地方公共団体職員向けの研修を充実。

## ④ その他の地方公共団体向け支援策

「自治体DX推進手順書 参考事例集」をバージョンアップし、「**人材確保・育成 参考事例集**」等を新たに作成することで、先進団体における**人材確保・育成に係る参考事例を横展開**。(令和4年度内)

### <デジタル人材の確保・育成の全体像(イメージ)>



※総務省、デジタル庁、厚労省の連携事業

## 制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する。」（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定））

### ●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

マイナポイント第2弾 対象者	ポイント付与数	付与方式	予算上の積算人数	ポイントの申込期間	ポイントの対象となる カード申請期限
①カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、 マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又はお買い物に 対し、最大5,000円相当のポイント付与	6,950万人分	令和4年1月 ～令和5年5月末	令和5年2月末
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	各7,500円相当	直接付与方式	各9,500万人分	令和4年6月30日 ～令和5年5月末	
③公金受取口座登録 ※既登録者を含む。					
(参考) マイナポイント第1弾 カード取得者	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25%	申込者数 約2,534万人	令和2年7月 ～令和3年12月末	令和3年4月末

### ●イメージ：

【総括】総務省



総務省

#### ①マイナンバーカード

- ・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツール

取得

最大5,000円相当



厚労省

#### ②健康保険証利用

- ・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有することで、より良い医療を受けられるようになる
- ・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
- ・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単に

申込

7,500円相当



デジタル庁

#### ③公金受取口座

- ・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付金や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な支給が受けられるようになる
- ※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年5月公布）
- ※令和4年3月28日よりマイナポータルからの公金受取口座の登録開始

登録

7,500円相当

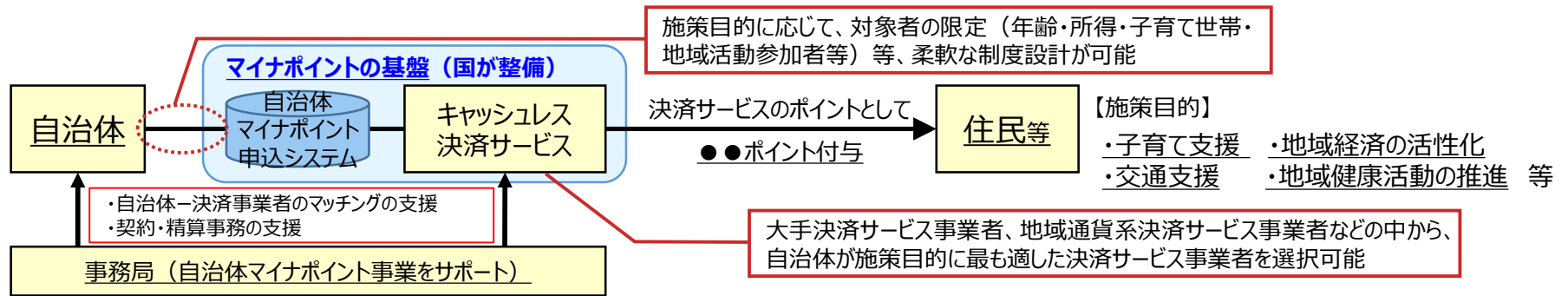


最大20,000円分を  
お好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

- 地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイント事業を全国展開することで、マイナンバーカードの利便性の向上を図るとともに消費喚起・地域経済の活性化を強力に推進。
- 具体的には、参画自治体へのシステム改修費等の補助などにより、より多くの自治体・決済事業者が連携して事業を実施できる環境を整備。

## 概要



## 自治体向け補助金の概要

- 予算額：9.9億円の内数
- 補助対象経費：自治体のシステム改修に要する経費、申込支援・広報等に要する経費、決済事業者のシステム改修に要する経費 等
- 補助率：1 / 2

## 経緯・取組の方向性

- 令和4年度は10月31日から事業を開始し、22団体において事業を実施。
  - 令和5年度は5月頃から事業を開始予定。（令和5年3月8日時点で59団体※が参画予定。） ※令和4年度に既に事業を実施した団体を含む。
  - 令和4年度第2次補正予算において、自治体マイナポイントの全国展開に向けた予算として、自治体が事業に参画するに当たり必要となるシステム改修費等に対する補助等が計上されているところであり、令和5年度までに累計100団体程度の参画を目指す。
- (※) ポイント原資等については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和4年9月20日の閣議決定で計上された予備費等により創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を含む。）を活用可能。

# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R5予算額 5.6億円  
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

## 人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
  - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

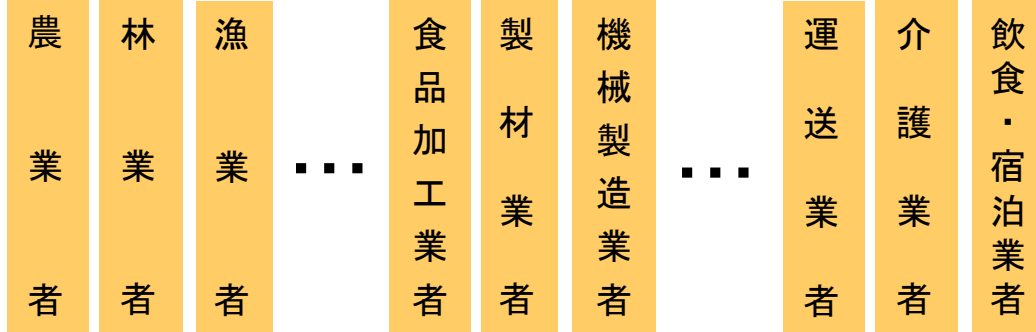
## 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
  - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣  
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

## 人口急減法の概要

- 対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断  
※過疎地域に限られない
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

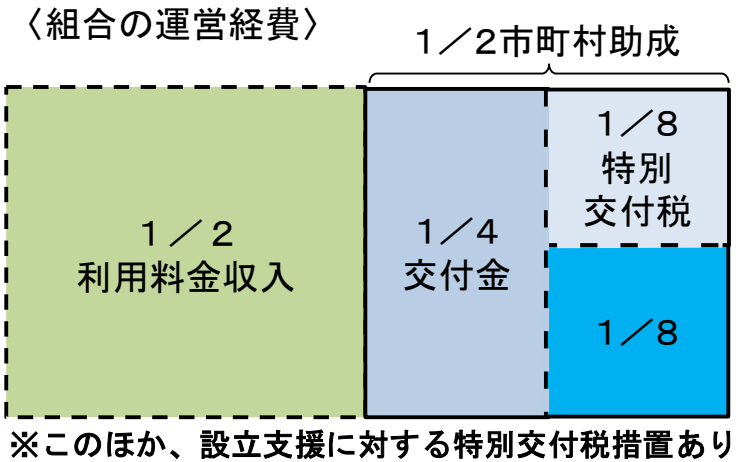
### 特定地域づくり事業協同組合員



人材 派遣      利用 ↓ 料金

特定地域づくり事業協同組合  
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

### 市 町 村



財政  
支援

認定

都道府県

情報提供  
助言、援助